桜井　功　櫻井弘光　笹本富雄
佐藤清一郎　佐藤八雄　佐藤久夫
佐野軍治　財津泰雄　鹿谷徳一
重田富造　柴田尚　島本春生
新谷善治　新田武政　新村良一
城保　杉浦古一　清野悦良
関口善八郎　関野美　高橋駒二
高橋作伊知　高橋武　高林稔
滝澤重男　竹川浩　竹森寛治
立石英夫　田村秀一　田村省二
田村芳保　臺木嘉人　地行祐助
千葉淳　槌山静雄　鶴田邦清
津和崎金吾　唐司俊夫　土肥啓亭
中田榮造　中目義一　長富政夫
西垣一夫　西崎八十吉　西田保
野方章　芳賀利正　萩谷文雄
橋口茂守　長谷川貞男　服部忠彦
花崎敦子　林田宗光　春木忠一
菱田和夫　深川隆　福田金晴
福田信雄　藤田敏之　藤田秀夫
藤田芳夫　藤山修　穂波正淑
牧野光利　松原勝　松本弥太郎
眞鍋秀光　三浦義雄　湊谷彌生
南春生　宮崎啓吉　宮地永一
宮野進　宮信重明　村上肇
森文夫　森岡正一　矢島幸雄
山川勇　山川米吉　山上弘雄
山口隆　山崎梶三　山田文雄
山根繁儀　山村薫　山本孝雄
山本武治　山本秀雄　山本廣
横井信一　横井稔　横田子之二
横塚昌一　吉積徳夫　饒平名知憲
渡邊忠　和田晋　和田勉

瑞宝双光章を授ける（各通）

佐藤慧　田中茂勝　丹羽豊
野戸サヨ　三浦雄一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、フランス国大統領フランソワ・オランド閣下の大統領就任につき、五月十五日御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

前橋地方法務局所属公証人長谷部紘治は願により公証人を免ぜられた。

椿栄一は公証人に任命され、前橋地方法務局所属公証人長谷部紘治の後任を命ぜられた。

京都地方法務局所属公証人堀頌治は願により公証人を免ぜられた。

柳井康夫は公証人に任命され、京都地方法務局所属公証人堀頌治の後任を命ぜられた。

津地方法務局所属公証人太田健治は名古屋法務局に所属変更を命ぜられ、公証人野田弘明の後任を命ぜられた。

島津弘一は公証人に任命され、津地方法務局所属公証人太田健治の後任を命ぜられた。

山口地方法務局所属公証人西原和文は願により公証人を免ぜられた。

松江地方法務局所属公証人竹内俊文は願により公証人を免ぜられた。

宮田正之は公証人に任命され、松江地方法務局所属公証人竹内俊文の後任を命ぜられた。

札幌法務局所属公証人妹尾勝彦は願により公証人を免ぜられた。

秋山重紀は公証人に任命され、札幌法務局所属公証人妹尾勝彦の後任を命ぜられた。（以上五月一日）（法務省）

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

五月十五日（火）

○1　般案件（抜粋）

一、文仁親王同妃両殿下のウガンダ国御訪問について（了解）（宮内庁・外務省）

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、平成24年5月8日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成24年5月17日

岐阜地方法務局長　白井　正彦

記

氏名　青木　昌久

所属する司法書士会　岐阜県司法書士会

登録番号　岐阜第446号

事務所の所在地　岐阜県岐阜市加納栄町通3丁目21番地

違反行為　登記申請人の申請意思確認義務違反

岩手山中演習場に係る住宅防音区域の指定に関する公告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する岩手山中演習場の周辺地域において、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害（以下「砲撃音等の障害」という。）が著しいと認める区域（以下「住宅防音区域」という。）及び住宅防音区域のうち砲撃音等の障害が特に著しいと認める区域（以下「移転補償区域」という。）をそれぞれ下記のとおり指定し、補助金の交付又は補償等を行うこととしたので公告する。

記

1　住宅防音区域として指定する区域

(1)　次に示す区域の全部

滋賀県高島市安曇川町長尾

(2)　次に示す区域のうち京都防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に住宅防音区域として示す部分

滋賀県高島市今津町今津、今津町大供、今津町椋川、今津町途中谷、朽木荒川、朽木宮前坊、安曇川町下古賀、安曇川町上古賀、安曇川町中野、安曇川町南古賀、安曇川町田中及び武曽横山

2　移転補償区域として指定する区域

次に示す区域のうち京都防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に移転補償区域として示す部分

滋賀県高島市安曇川町上古賀

備考　上記1及び2の区域は、平成24年5月17日における行政区画によって表示されたものとする。

平成24年5月17日　防衛大臣　田中　直紀

縦覧場所：

〒604―0043　京都府京都市中京区御池通西洞院西入ル石橋町438―1

京都地方合同庁舎

京都防衛事務所

電話075（211）2605

本件に関する問合せ先：

〒540―0008　大阪府大阪市中央区大手前4―1―67

大阪合同庁舎第2号館

近畿中部防衛局企画部防音対策課

電話06（6945）4966

饗庭野演習場に係る住宅防音区域及び移転補償区域の指定に関する公告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する饗庭野演習場の周辺地域において、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害（以下「砲撃音等の障害」という。）及び住宅防音区域のうち砲撃音等の障害が特に著しいと認める区域（以下「移転補償区域」という。）をそれぞれ下記のとおり指定し、補助金の交付又は補償等を行うこととしたので公告する。

記

1　住宅防音区域として指定する区域

(1)　次に示す区域の全部

滋賀県高島市安曇川町長尾

(2)　次に示す区域のうち京都防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に住宅防音区域として示す部分

滋賀県高島市今津町今津、今津町大供、今津町椋川、今津町途中谷、朽木荒川、朽木宮前坊、安曇川町下古賀、安曇川町上古賀、安曇川町中野、安曇川町南古賀、安曇川町田中及び武曽横山

2　移転補償区域として指定する区域

次に示す区域のうち京都防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に移転補償区域として示す部分

滋賀県高島市安曇川町上古賀

備考　上記1及び2の区域は、平成24年5月17日における行政区画によって表示されたものとする。

平成24年5月17日　防衛大臣　田中　直紀

縦覧場所：

〒604―0043　京都府京都市中京区御池通西洞院西入ル石橋町438―1

京都地方合同庁舎

京都防衛事務所

電話075（211）2605

本件に関する問合せ先：

〒540―0008　大阪府大阪市中央区大手前4―1―67

大阪合同庁舎第2号館

近畿中部防衛局企画部防音対策課

電話06（6945）4966

岩手山中演習場に係る住宅防音区域の指定に関する公告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する岩手山中演習場の周辺地域において、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害（以下「砲撃音等の障害」という。）が著しいと認める区域（以下「住宅防音区域」という。）及び住宅防音区域のうち砲撃音等の障害が特に著しいと認める区域（以下「移転補償区域」という。）をそれぞれ下記のとおり指定し、補助金の交付又は補償等を行うこととしたので公告する。

記

1　住宅防音区域として指定する区域

(1)　次に示す区域の全部

滋賀県高島市安曇川町長尾

(2)　次に示す区域のうち京都防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に住宅防音区域として示す部分

岩手県盛岡市玉山区下田字生出

岩手県八幡平市大更第1地割、第2地割及び第4地割並びに平笠第24地割及び第25地割

岩手県岩手郡滝沢村滝沢字後、字上岩手山及び字柳沢

備考　上記の区域は、平成24年5月17日における行政区画によって表示されたものとする。

平成24年5月17日　防衛大臣　田中　直紀

縦覧場所及び本件に関する問合せ先：

〒983―0842　宮城県仙台市宮城野区五輪1―3―15仙台第三合同庁舎

東北防衛局企画部防音対策課

電話022（297）8216